

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルドバ	食糧増産援助に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	260,000千円 H17.3.10まで	H16.3.11 キシニョフで (同日)	日本側 特命全權大使に代わる 山村嘉宏在モルドバ大使館参事官 モルドバ側 トミ・トリ・トドログロ副首相兼農業食品産業大臣	H17.3.24 140号
モルドバ	モルドバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	モルドバの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含みモルドバの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	300,000千円 -----	H17.3.9 キシニョフで (同日)	日本側 天江章七郎在モルドバ大使（ウクライナに兼轄） モルドバ側 グラシレ・マヤリガ経済省第一次官	H17.6.17 437号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。